

大崎電気グループヘルプライン制度(内部通報・相談制度)の概要

① 導入時期

- ・ 公益通報者保護法が施行された 2006 年 4 月から導入した。

② 導入目的

- ・ 法令違反行為等の早期発見と是正及びグループ各社のコンプライアンス経営の強化を図るため導入した。
- ・ 通常、職場で問題が生じた場合、職制を通じた解決が行われているが、このような方法で解決できない場合の対応としてこの制度を導入した。

③ 通報窓口

- ・ 通報窓口は、当社の経営監査室とし外部の窓口は設置していない。
- ・ 通報・相談は実名で、口頭、書面、電子メールにより行うこととする。これは、虚偽の通報、推測に基づく通報、他人を誹謗中傷する通報等を防ぐためである。
- ・ ヘルプラインの通報窓口とは別にセクハラ、パワハラ、メンタルヘルス等の相談窓口を別途設置している。

④ 通報者の保護

- ・ 通報等を行ったことを理由として、不利益な取扱を行わない。
- ・ 通報者の職場環境が悪化しないよう適切な措置を講じ、不利益な取扱、嫌がらせ等を行うものに対し、中止命令等の措置を講じる。

⑤ 今後の課題

- ・ 実名で行うことを義務付けているためか通報件数は非常に少ない。この状況を法令違反行為等がないと見るか、この制度の認識不足と見るか不明である。

以 上